

## 岡山市経営開始資金交付要綱

制定 令和 4年 8月10日付け岡農水第362号

### (趣旨)

第1条 次世代を担う農業者となることを志向する者に対して、就農直後の経営確立に資するため、予算の範囲内において経営開始資金（以下「資金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「国要綱」という。）、新規就農者育成総合対策事業の運用について（令和4年4月1日農産第68号岡山県農林水産部長通知。以下「県運用」という。）、及び岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

### (交付対象者)

第2条 資金の交付を受けることができる者は、国要綱別記2の第5の2の（1）に掲げるとおりとする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象者としな

(1) 市税を完納していない者

(2) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金等の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して3年を経過していない者

### (資金額)

第3条 資金の額は、交付期間1月につき1人あたり12.5万円（1年につき150万円）とする。

2 夫婦で農業経営を開始し、以下の要件を満たす場合は、交付期間1月につき夫婦合わせて、前項の額に1.5倍を乗じて得た額（1円未満は切り捨て）を交付する。

(1) 家族経営協定を締結しており、夫婦が共同経営者であることが規定されていること

(2) 主要な経営資産を夫婦で共に所有し、又は借りていること

(3) 夫婦共に国要綱別記1の第5の1の（6）に規定する人・農地プランに位置付けられた者等であること

### (交付期間)

第4条 交付期間は最長3年間（経営開始後3年度目分まで）とする。

### (青年等就農計画の承認申請)

第5条 資金の交付を受けようとする者は、青年等就農計画等承認申請書（様式第1号）（以下「承認申請書」という。）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

### (青年等就農計画の承認)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、青年等就農計画の内容について審査し、第2条第1項に規定する要件を満たし、資金を交付して経営の定着を支援する必要があると認めた場合は青年等就農計画を承認し、青年等就農計画等承認書（様式第2号）により通知するものとする。

2 前項の審査に当たっては、必要に応じて、関係者で面接等を行うものとする。

### (青年等就農計画の変更申請)

第7条 前条第1項の承認を受けた者（以下「交付適格者」という。）は、青年等就農計画を変更しようとするときは、あらかじめ市長に計画の変更を申請しなければならない。ただし、追加の設備投資を要しない程度の経営面積の拡大、品目ごとの経営面積の増減等の軽微な変更の場合は、この限りでない。

2 前条の規定は、前項の申請があった場合について準用する。

(資金の交付申請)

第8条 交付適格者は、第6条第1項による承認後、経営開始資金交付申請書(様式第3号)(以下「交付申請書」という。)を作成し、市長に提出することとする。

2 交付申請は、原則として、半年分を単位として行うこととし、申請の期日は、市長が別に定める日とする。

3 申請の対象は、令和3年4月以降の農業経営とする。

4 交付申請書の提出に際しては、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 市税納付状況確認同意書(様式第4号)

(2) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び額の確定)

第9条 市長は、前条の規定により交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは資金の交付の決定及び額の確定を行い、申請者に対し経営開始資金交付決定及び確定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(着手及び完了届の免除)

第10条 規則第15条に規定する着手・完了届の提出は要しない。

(資金の請求)

第11条 交付適格者は、前条に規定する資金の交付決定及び額の確定があったときは、経営開始資金交付請求書(様式第6号)(以下「請求書」という。)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに交付適格者に資金を交付するものとする。

(交付の中止)

第12条 資金の交付を受けた者(以下「交付対象者」という。)は、資金の受給を中止する場合は中止届(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(交付の休止)

第13条 交付対象者は、病気などのやむを得ない理由により就農を休止する場合は、就農の休止がやむを得ないことを証する書類を添付して、休止届(様式第8号)を市長に提出しなければならない。なお、休止期間は原則1年以内とする。

2 前項の休止届を提出した交付対象者が就農を再開する場合は、経営再開届(様式第9号)を市長に提出することとする。

3 交付対象者が妊娠・出産又は災害により就農を休止する場合、1度の妊娠・出産又は災害につき、休止期間は最長3年とする。また、その休止期間と同期間、交付期間を延長することができるものとし、前項の経営再開届と合わせて、第7条第1項の手続きに準じて青年等就農計画等の交付期間の変更を申請しなければならない。

(就農状況報告)

第14条 交付対象者は、交付期間中、毎年7月15日及び1月15日までにその直前の6か月の就農状況報告(様式第10-1号、または10-2号)を市長に提出しなければならない。また、交付終了後5年間(第16条に規定する手続きを行い、就農中断した場合は、就農中断期間を除いて5年間とする。)、毎年7月15日及び1月15日までにその直前の6か月の作業日誌(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(住所等変更報告)

第15条 交付対象者は、交付期間内及び交付期間終了後5年間に氏名、居住地や電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に変更後の住所を証する書類を添付して、住所等変更届(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

(就農中断報告)

第16条 交付対象者は、交付終了後の就農継続期間中にやむを得ない理由により就農を中断する場合は、中断後1か月以内までに、就農中断届（様式第13号）を提出しなければならない。なお、就農中断期間は就農を中断した日から原則1年以内とし、就農を再開する場合は就農再開届（様式第14号）を市長に提出することとする。

(離農報告)

第17条 交付対象者は、交付期間終了後の5年の間に農業経営を中止し、離農した場合は、離農後1か月以内に廃業を証する書類を添付して、離農届（様式第15号）を市長に提出しなければならない。

(返還免除)

第18条 交付適格者は、国要綱別記2の第5の2の(4)の病気や災害等のやむを得ない事情に該当する場合は、返還免除申請書（様式第16号）を交付主体に提出する。

第19条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月10日から施行する。

## 青年等就農計画等承認申請書

年 月 日

岡山市長 様

(申請者)

住 所

氏 名

生年月日

年

月

日生

(年齢 :

歳)

電話番号

E - MAIL

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。）別記2の第6の2の（1）及び岡山市経営開始資金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり青年等就農計画等の承認を申請します。

なお、国要綱別記2の第7の3の規定に基づき、本計画の内容を含め、本事業に係る交付対象者の情報は関係機関において共有されることに同意します。

記

- 添付資料：
1. 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律65号）第14条の4第1項に規定する青年等就農計画
  2. 別紙（経営開始資金申請追加資料）

# 青年等就農計画認定申請書

年 月 日

岡山市長 様

住 所

フリガナ  
氏 名

生年月日 年 月 日生 ( 歳)  
電話番号 ( ) -  
携帯番号 ( ) -

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4第1項の規定に基づき、次の青年等就農計画の認定を申請します。

青 年 等 就 農 計 画					
就 農 地		農業経営開始日	年 月 日		
就農形態 (該当する形態にレ印)	<input type="checkbox"/> 新たに農業経営を開始 <input type="checkbox"/> 親（三親等以内の親族を含む。以下同じ。）の農業経営とは別に新たな部門を開始 <input type="checkbox"/> 親の農業経営を継承 〔 <input type="checkbox"/> 全体 <input type="checkbox"/> 一部 継承する経営での従事期間 年 か月 〕				
目標とする営農類型 (備考の営農類型の中から選択)					
将来の農業経営の構想	(年間農業所得及び年間労働時間の現状及び目標)				
		現状	目標 ( 年)		
	年間農業所得	千円	千円		
	年間労働時間	時間	時間		
農業経営規模に関する目標	作目・部門名	現状		目標 ( 年)	
		作付面積 飼養頭数	生産量	作付面積 飼養頭数	生産量
経営面積合計					

区分	地目	所在地 (地区名)	現状		目標 ( 年)	
			作業受託面積	生産量	作業受託面積	生産量
所有地						
借入地						
特定作業受託	作目	作業	現状		目標 ( 年)	
			作業受託面積	生産量	作業受託面積	生産量
作業受託	作業	作目	現状		目標 ( 年)	
	単純計					
	換算後					
農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業	事業名	内容	現状		目標 ( 年)	
生産方式に関する目標	機械・施設名	型式、性能、規模等及びその台数				
		現状		目標 ( 年)		
経営管理に関する目標						
農業従事の態様等に関する目標						

目標を達成するために必要な措置	事業内容 (施設の設置・ 機械の購入等)	規模・構造等		実施時期	事業費	資金名等	
				年 月	千円		
農業経営の構成	氏名 (法人経営にあつては役員の氏名)	年齢	代表者との続柄 (法人経営にあつては役職)	現状		見通し	
				担当業務	年間農業 従事日数 (日)	担当業務	年間農業 従事日数 (日)
雇 用 者	常時雇 (年間)		実人数	現状	人	見通し	人
	臨時雇 (年間)		実人数	現状	人	見通し	人
			延べ人数	現状	人	見通し	人

- 農業経営基盤強化促進法第4条第2項第2号に掲げる者及び法人の役員（同号に掲げる者に限る。）が有する知識及び技能に関する事項

	経歴
職務内容	
勤務機関名	
在職期間	年 月 ～ 年 月
上記の住所	
退職年月日	
資格等	
農業経営に活用できる知識及び技能の内容	

注：法人の場合は、役員（農業経営基盤強化促進法第4条第2項第2号に掲げる者に限る。）ごとに作成すること。

(参考) 技術・知識の習得状況	研修先等の名称	所在地	専攻・営農部門
	研修等期間	年 月 ～ 年 月	
	研修内容等		
	活用した補助金等		

注：研修カリキュラム等を添付すること。

法人の場合は、役員（農業経営基盤強化促進法第4条第2項第1号及び第2号に掲げる者に限る。）ごとに作成すること。

(参考) 他市町村の認定状況	認定市町村名	認定年月日	備考

(備考)

- 1 法人経営にあっては、申請者の氏名欄に法人名及び代表者氏名を、生年月日欄に法人設立年月日を記載する。
- 2 夫婦等が共同で一の青年等就農計画の認定を申請する場合には、申請者欄に全員の氏名及び生年月日を連記する。この場合、農業経営から生ずる収益が共同申請者に帰属すること及び農業経営に関する基本的事項について共同申請者の合意により決定することが明確化されている家族経営協定等の取決めの写しを添付するものとする。
- 3 就農時の就農地等
  - ア 「就農地」欄には、就農地の地区名を記載する。また、就農予定地の場合は、地区名の後に（予定）と記載する。
  - イ 「農業経営開始日」欄には、農業経営を開始した年月日を記入する。この場合、農業経営を開始した時期を証明する書類を添付するものとする。また、農業経営を開始する予定日の場合は、年月日の後に（予定）と記載する。
  - ウ 「就農形態」欄には、該当する就農形態の□内にレ印を付す。親（三親等以内の親族を含む。以下同じ。）の農業経営を継承する場合は、継承する農業経営での従事期間を記入する。  
なお、就農形態の区分は、以下のとおりとする。  
(ア)「新たに農業経営を開始」は、親が農業経営を行っていない者が、新たに農業経営を開始する場合とする。  
(イ)「親の農業経営とは別に新たな部門を開始」は、親の農業経営に従事していた者等が、親の農業経営部門とは別の部門で新たに農業経営を開始する場合とする。  
(ウ)「親の農業経営を継承」は、親が農業経営を行っており、申請者が新たに農業経営を開始する際に、親の農業経営の全体を継承する場合は「全体」を選択し、親の農業経営の一部を継承する場合は「一部」を選択する。また、親の農業経営を継承する以前に親の農業経営に従事していた期間を記載する。
  - エ 「目標とする営農類型」欄には、[別記]の営農類型の中から該当する営農類型を記載する。該当する営農類型がない場合は、その他（〇〇）として、その他の営農類型名を〇〇に記載する。
  - オ 「将来の農業経営の構想」欄には、計画作成時において構想している将来（経営開始後おおむね5年後）の農業経営の概要を記載する。
  - カ なお、当欄以下の「現状」欄は、初年度の場合は1年間の見込みを記載し、既に経営を開始している場合は計画作成時点の前年の状況を記載する。「目標」欄は、経営開始後おおむね5年後に達成すべき農業経営の目標について記載する。
- 4 「農業経営の規模に関する目標」欄には、次の事項を記載する。
  - ア 「特定作業受託」欄に、作目別に、主な基幹作業（水稻にあっては、耕起・代かき、田植え、収穫・脱穀、麦及び大豆にあっては耕起・整地、播種、収穫、その他の作目にあってはこれらに準ずる農作業をいう。以下同じ。）を受託する農地（(1)申請者が当該農地に係る収穫物についての販売委託を引き受けることにより販売名義を有し、かつ、(2)当該販売委託を引き受けた農産物に係る販売収入の処分権を有するものに限る。）の作業受託面積及び生産量を記載する。  
この場合、「経営面積合計」欄には、「作付面積・飼養頭数」欄の面積だけでなく、「特定作業受託」の「作業受託面積」欄の面積を加えて記載する。
  - イ この場合、申請者が、当該農地について、主な基幹作業を受託し、かつ、アの(1)及び(2)の要件を満たすことを証する書面を添付するものとする。
  - ウ 「作業受託」欄に、「特定作業受託」欄に記載した作業受託以外の作業受託について、作目別、基幹作業別に、作業受託面積を記載するとともに、「換算後」欄に「作業受託面積÷作業数」により換算した面積を記載する。
  - エ 「農畜産物の加工・販売その他の関連・附帯事業」欄には、農業経営に関連・附帯する事業として、(1)農畜産物を原料又は材料として使用して行う製造又は加工、(2)農畜産物の貯蔵、運搬又は販売、(3)農業生産に必要な資材の製造等について記載する。

- 5 「生産方式に関する目標」欄には、機械・施設の型式、性能、規模ごとに台数を記載するとともに、リース、レンタル、共同利用等による場合は、その旨を記載する。
- 6 「経営管理に関する目標」欄には、簿記記帳、経営内役割分担等の経営管理に関する目標を記載する。
- 7 「農業従事の態様等に関する目標」欄には、休日制の導入、ヘルパー制度活用による労働負担の軽減等について記載する。なお、家族経営協定を締結している場合には、その旨と当該協定に基づく家族間の役割分担等の内容を記載する。
- 8 「目標を達成するために必要な措置」欄には、「将来の農業経営の構想」、「農業経営の規模に関する目標」、「生産方式に関する目標」、「経営管理に関する目標」及び「農業従事の態様等に関する目標」に掲げた目標を達成するために必要な施設の設置、機械の購入、その他のリース農場の利用、農用地の購入・賃借等の措置を行うのに必要な資金を記載する。
- 9 「農業経営の構成」欄には、農業経営に携わる者の担当業務及び年間農業従事日数等について、その現状及び現在想定し得る範囲での見通しを記載するものとする。この場合、現在は農業経営に携わっているが5年後は離農する見込みの者及び現在は就農していないが5年後は経営に参画する見込みの者についても記載する。
  - ア 「氏名（法人経営にあつては役員の名）」欄に、代表者以外の者にあつては、家族農業経営の場合には農業経営に携わる者の氏名を、法人経営の場合には役員の名を記載する。
  - イ 「代表者との続柄（法人経営にあつては役職）」欄に、代表者にあつてはその旨を記載し、家族農業経営の場合には代表者を基準とした続柄を、法人経営の場合には役職を、それぞれ記載する。
  - ウ 年間農業従事日数は、1日8時間として計算し、毎日1時間ずつ働いた場合には、8日で1日と換算する。
- 10 「農業経営基盤強化促進法第4条第2項第2号に掲げる者及び法人の役員（同号に掲げる者に限る。）が有する知識及び技能に関する事項」を記載する場合には、経歴に掲げた職務内容で得た知識及び技能で農業経営に活用できるものについて記載する。
- 11 「（参考）技術・知識の習得状況」欄には、次の事項に関して過去に実施した内容を記載する。
  - ア 農業高校、農業者研修教育施設（道府県農業大学校）、民間研修教育施設、先進農家等における教育・研修を記載する。
  - イ 先進農家等における研修については、「研修先等の名称」欄に、研修先の農業法人等名を記載する。
  - ウ 上記以外に実践的な技術・知識を習得している場合は、「研修内容等」の欄にその内容を記載する（他の欄は記載不要）。

[別記]

（備考の3のエ「目標とする営農類型」は、以下の営農類型から選択すること。）

- 1 単一経営（農産物販売金額1位の部門の販売金額が、農産物総販売金額の80%以上を占める場合）の営農類型（例：露地野菜）
 

水稻、麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物、露地野菜、施設野菜、露地果樹、施設果樹、露地花き・花木、施設花き・花木、乳用牛、肉用牛、養豚、養鶏
- 2 複合経営（農産物販売金額1位の部門が水稻であつて、水稻の販売金額が、農産物総販売金額の80%に満たない場合）の営農類型（例（2位の部門が麦類の場合）：水稻＋麦類）
 

水稻＋（麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物、露地野菜、施設野菜、露地果樹、施設果樹、露地花き・花木、施設花き・花木、乳用牛、肉用牛、養豚、養鶏）
- 3 1及び2に該当しない場合は、その他（〇〇）として記載する。（例1：その他（きのこ菌床栽培）、例2（農産物販売金額1位の部門が施設野菜、2位の部門が麦類の場合）：その他（施設野菜＋麦類））

別紙 経営開始資金申請追加資料

年 月 日

住所：  
氏名：

1 メールアドレス

--

2 農業を始めようと思った理由

--

3 「実質化された人・農地プラン」への位置付け等

集落又は 地域名等		<input type="checkbox"/> 位置付けられている (時期： 年 月 日)  <input type="checkbox"/> 位置付けられる見込 (時期： 年 月 日) (根拠資料： )
<input type="checkbox"/> 農地中間管理機構から農地を借り受けている		

4 交付期間（経営開始資金）

年 月 ～ 年 月
-----------

5 過去の研修等の経験

農業次世代人材投資事業（準備型） 又は就農準備資金交付期間	年 月 日 ～ 年 月 日
研修（研修名等）	
研修期間	年 月 日 ～ 年 月 日



8 その他

園芸施設共済等への加入 (園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合のみ)	<input type="checkbox"/> 加入している又は加入予定 (      月) <input type="checkbox"/> 加入していない
生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付 (例:生活保護制度、雇用保険制度(失業手当)等)	<input type="checkbox"/> 給付されている <input type="checkbox"/> 給付されていない ※虚偽の申告で受給した場合、全額返還となります。
農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業による助成金の交付、又は経営継承・発展支援事業による補助金の交付	<input type="checkbox"/> 交付を受けている又は受けていたことがある <input type="checkbox"/> 交付を受けていない又は受けたことがない
常勤の雇用契約の締結等	<input type="checkbox"/> 締結している (雇用先:                      ) <input type="checkbox"/> 締結していない
農業経営基盤強化準備金の積立 ※新たに積み立てを行うときは、市町村に連絡してください	<input type="checkbox"/> 積み立てている、又は予定がある <input type="checkbox"/> 積み立てていない
肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の適用 ※新たに適用を受けるときは、市町村に連絡してください	<input type="checkbox"/> 受けている、又は予定がある <input type="checkbox"/> 受けていない
前年の世帯全体の所得 <sup>(※)</sup>	万円
生活費確保の観点から資金を必要とする理由 (前年の世帯全体の所得が 600 万円を超えている場合のみ記入)	
<div style="border: 1px solid black; height: 100px;"></div>	
※本欄は岡山市担当課の記入欄 生活費確保の観点から支援対象とすべき切実な事情の有無 (□有 □無) 【所見】	

※「世帯」とは、本人のほか、同居または生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当。  
 「所得」とは、地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」を指す。

## 添付書類

- 1：履歴書（別添1）
- 2：収支計画（別添2）
- 3：雇用保険失業給付と重複しないことの確認資料（雇用保険受給資格者証の写し等又は離職票の原本の提示）
- 4：生活保護と重複しないことの確認資料（健康保険証の写し）
- 5：親等（三親等以内の親族）の経営を継承する場合は、従事していた期間が5年以内である事を証明する書類（継承する経営の確定申告書等（専従者給与の受領状態等が分かるもの）の写し）
- 6：農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類
- 7：農業経営開始時期が分かる書類（農地等の経営資産の取得時期が分かる書類等）
- 8：通帳の写し
- 9：前年の世帯全員の所得を証明する書類（所得証明書、給与所得並びに退職所得の源泉徴収票、確定申告書控えの写し等）  
前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類
- 10：前年までの決算書の写し（経営開始初年度の場合は不要）
- 11：親等の農業経営を継承する場合で、申告主が本人でない場合は、本人の経営部分の決算書
- 12：誓約書（別添3）
- 13：顔写真付きの本人確認書類（運転免許証、パスポート等の写し）

### （補足）

#### ①経営開始資金を夫婦で受給する場合

添付書類に家族経営協定書の写し及び共同経営者についての次の資料を追加

- 1：履歴書（別添1）
- 3：雇用保険失業給付と重複しないことの確認資料（雇用保険受給資格者証の写し等又は離職票の原本の提示）
- 4：生活保護と重複しないことの確認資料（健康保険証の写し）
- 5：親の経営を継承する場合は、従事していた期間が5年以内である事を証明する書類（継承する経営の確定申告書等（専従者給与の受領状態が分かるもの）の写し）
- 6：農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類
- 7：経営開始時期が分かる書類
- 13：顔写真付きの本人確認書類（運転免許証、パスポート等の写し）

#### ②経営開始資金を新規就農者が農業法人を設立して共同経営して受給する場合

[法人として必要なもの]

- 2：収支計画（別添2）
- 6：農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類
- 7：農業経営開始時期が分かる書類（農地等の経営資産の取得時期が分かる書類等）
- 8：通帳の写し
- 10：前年度の決算書の写し（経営開始初年度の場合は不要）
- 15：履歴事項全部証明書原本（法人の設立を証明し、役員がわかるもの）

[交付対象役員ごとに必要なもの]

- 1：履歴書（別添1）（申請しない共同経営者も含め全員分）
- 3：雇用保険失業給付と重複しないことの確認資料（雇用保険受給資格者証の写し等又は離職票の原本の提示）
- 4：生活保護と重複しないことの確認資料（健康保険証の写し等）
- 7：農業経営開始時期が分かる書類（農地等の経営資産の取得時期が分かる書類等）（前年以前に個人で経営を開始している交付対象者）
- 8：通帳の写し（前年以前に個人で経営を開始している交付対象者）

- 9：前年の世帯全員の所得を証明する書類（所得証明書、給与所得並びに退職所得の源泉徴収票、確定申告書控えの写し等）
- 10：前年度の決算書の写し（前年以前に個人で経営を開始している交付対象者）
- 12：誓約書（別添3）
- 13：顔写真付きの本人確認書類（運転免許証、パスポート等の写し）

別添1

## 履 歴 書

### 1 氏名等

(ふりがな)					
住 所	〒      ー				
(ふりがな)					
連絡先	〒      ー				
(ふりがな)		生 年 月 日	年 齡	性 別	電 話 番 号
氏 名		年 月 日		1. 男 2. 女	

### 2 家族構成

氏 名	続 柄	生 年 月 日	住 所

### 3 学歴等

	年	月	学歴・職歴（各別に記入）				
	履 歴						
					年	月	免許・資格

## 収支計画

経営開始後年数		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	
		( 年 月～ 年 月)	( 年 月～ 年 月)	( 年 月～ 年 月)	( 年 月～ 年 月)	( 年 月～ 年 月)	
		計画・実績	計画・実績	計画・実績	計画・実績	計画・実績	
農 業 収 入		経営規模 (a)					
		生産量 (kg)					
		売上高 (円)					
		経営規模 (a)					
		生産量 (kg)					
		売上高 (円)					
	その他 (雑収入等) ※経営開始資金を除く (円)						
	合計	経営規模 (a)					
		① 収入計 (円)					
農 業 経 営 費 (円)	原材料費						
	減価償却費						
	出荷販売経費						
	雇用労賃						
	その他						
	② 支 出 計 (円)						
<b>③ 差引金額 (円) ( ①-② )</b>							
控 除 額 (円)	専従者給与 (配偶者のみ。親等は雇用労賃)						
	青色申告特別控除						
	その他控除						
<b>④ 農業所得 (円) ( ③-控除額 )</b>							

⑤ 農外所得 (円)	給与所得					
	その他の所得					
<b>⑥ 総所得 (円) ( ④+⑤ )</b>						

経営開始資金 (円)					
------------	--	--	--	--	--

**【参考】**

設備投資	内 容					
	金 額					

※③を青年等就農計画の農業所得欄に記載する。

※⑥を含む世帯全体の所得の合計額が600万円を超える場合は、経営開始資金の交付対象外。

※決算期間ごとに計画または実績の数値を記載すること。(経過した期間にかかる収支は、申告等の決算書類に記載した実績値を記載。)

## 誓約書

岡山市長 様

住 所：

[申請者]

氏 名：

(生年月日： 年 月 日： 歳)

私は、国からの支援を受けて農業経営を営んでいるという自覚を持つとともに、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）（以下「国要綱」という。）の規定を遵守することを誓約します。

また、経営開始資金交付期間中および交付期間終了後に、岡山市から経営開始資金にかかる調査や検査について資料等の提出を求められた場合は、期間を厳守して提出することを誓約します。

なお、国要綱の規定により、当該資金の交付を停止され、一部又は全部を返還することについて異議はありません。その際には、既に交付を受けた資金の一部又は全部を返還することを誓約します。

保証人 住 所

電話番号

氏 名

保証人 住 所

電話番号

氏 名

第 号  
年 月 日

## 青年等就農計画等承認書

住 所  
氏 名 様

岡山市長

年 月 日付けで承認申請のあった青年等就農計画等承認申請書について、審査の結果、適当と認められるので承認し、岡山市経営開始資金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

### 記

- 1 経営開始時期 年 月
- 2 交付対象期間 年 月 日～ 年 月 日

## 経営開始資金交付申請書

年 月 日

岡山市長 様

申請者 住 所  
氏 名

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記2第6の2の（3）及び岡山市経営開始資金交付要綱第8条第1項の規定に基づき経営開始資金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

交付年度	年度	今回の資金の交付申請額 (原則として「今年の交付金額」の半額を記載)				円
交付対象期間	年 月 日～ 年 月 日					
今回申請する資金の対象期間	年 月 日～ 年 月 日					
前年の世帯所得 ※1 被災による資金の交付休止期間中の所得を除く額（※2）を記載					円	
今年の交付金額（150万円）※3					円	
・生活費の確保を目的とした国による他の事業の給付 (例 生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等)		<input type="checkbox"/> 受けていない <input type="checkbox"/> 受けている				
・農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践支援事業による助成（農業法人等としての受給） ・経営継承・発展支援事業による助成		<input type="checkbox"/> 受けていない又は受けたことがない <input type="checkbox"/> 受けている又は受けたことがある				

※1 本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母の所得の合計額。

※2 地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」から、被災による資金の交付休止期間中の所得を除く額。

※3 夫婦で交付を受けている場合は、この額の1.5倍を記載すること。

## 資金の振込口座

金融機関店舗名等	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫農業協同組合 信用農業協同組合連合会 農林中金	店・所 出張所			
		金融機関コード	支店コード		
	預貯金の種類	普通・当座	口座番号 (右づめ)		
口座名義人	(ふりがな) 氏 名				

- (添付書類)
- ・市税納付状況確認同意書（各交付年度において、初回申請時のみ添付）
  - ・前年の世帯全体の所得を証明する書類（所得証明書、給与所得並びに退職所得の源泉徴収票、前年の所得証明書発行以前に交付申請を行う場合は税務署等が受理した確定申告書の写し等）
  - ・資金を必要とする理由書及び当該事情の根拠書類（前年の世帯全体の所得が600万円を超えるが、生活費確保の観点から資金を必要とする場合のみ）
  - ・金融機関の名称、支店名、口座番号及び口座名義が確認できるもの（通帳またはキャッシュカードの写し等）

-----（担当課使用欄）-----

所見	
----	--

## 市税納付状況確認同意書

年 月 日

岡山市長 様

住 所

氏 名

岡山市経営開始資金交付要綱による資金の交付に当たり、市税納付状況の確認を受けることに同意します。

また、市税に滞納がある場合、経営開始資金の交付を受けられないことについて、何らの異議も述べないことを誓約します。

## 経営開始資金交付決定及び確定通知書

岡山市指令 第 号  
年 月 日

申請者 住 所  
氏 名

岡山市長

年 月 日付けで申請のあった経営開始資金の交付については、次のとおり決定及び確定したので、岡山市経営開始資金交付要綱第9条の規定により通知する。

交付年度	年度		
指令年月日	年 月 日	指令番号	岡山市指令 第 号
今回交付決定する資金の対象期間	年 月 日～ 年 月 日		
資金の交付決定及び確定額	万円		
交付条件	1 次のいずれかに該当する場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。 (1) 農業経営を中止したとき (2) 農業経営を休止したとき  2 就農状況報告等、経営内容に係る報告を、市長に求められたときは、すみやかに従うこと。		

注 上記の交付決定に対して不服がある場合は、この通知書受領の日から20日以内に文書で申請の取下げをすること。

## 経営開始資金交付請求書

年 月 日

岡山市長 様

住 所  
氏 名

岡山市経営開始資金交付要綱第11条第1項の規定により、次のとおり請求します。

交付年度	年度		
指令年月日	年 月 日	指令番号	岡山市指令 第 号
今回交付請求する資金の 対象期間	年 月 日～ 年 月 日		
資金の交付決定及び確定額	万円		
今回交付請求額	万円		
添付書類	交付決定及び確定通知書の写し		

## 中止届

年 月 日

岡山市長 様

住 所

氏 名

経営開始資金の受給を中止しますので、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記2第6の2の（4）及び岡山市経営開始資金交付要綱第12条の規定に基づき中止届を提出します。

中止日	年 月 日
中止理由	

## 休止届

年 月 日

岡山市長 様

住 所  
氏 名

経営開始資金の受給を休止しますので、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記2第6の2の（5）のA及び岡山市経営開始資金交付要綱第13条第1項の規定に基づき休止届を提出します。

休止予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日	
休止理由		
再開に向けたスケジュール	予定日	内容（再開に向けた準備活動等）
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

### 添付書類

- ・母子手帳の写し（妊娠・出産により休止する場合）
- ・被災証明等被災が確認できる書類（災害により休止する場合）

## 経営再開届

年 月 日

岡山市長 様

住 所

氏 名

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記2第6の2の（5）のイ及び岡山市経営開始資金交付要綱第13条第2項の規定に基づき経営再開届を提出します。

休止期間	年 月 日 ～ 年 月 日
経営再開日	年 月 日
交付残期間	年 月 日 ～ 年 月 日

## 就農状況報告（7月報告用）

（経営開始〇年目・交付開始〇年目 前半・後半（1～6月分）

※下線部は、交付が終了した後は「交付終了後〇年目」とする

年 月 日

岡山市長 様

住 所

氏 名

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記2第6の2の（6）のア及び岡山市経営開始資金交付要綱第14条の規定に基づき別紙のとおり就農状況報告を提出します。

記

報告の対象となる期間： 年 月 日 ～ 年 月 日

(別紙)

1 就農準備資金の交付状況等について

就農準備資金の交付期間	<input type="checkbox"/> 有 年 月 日～ 年 月 日 <input type="checkbox"/> 無
独立・自営就農時期	年 月 ( 年 月分まで就農状況報告が必要)

2 経営開始資金の交付等について

交付対象期間	年 月 日～ 年 月 日
交付済期間	年 月 日～ 年 月 日
交付終了時期	年 月 ( 年 月分まで就農状況報告が必要)

3 前年の営農実績について

(1) 決算書

		計画 (A) (経営開始 年目)	実績 (B)	実績/計画 (B)/(A) (%)
農 業 収 入	〇〇 (作物)	経営規模 (a)		
		生産量 (kg)		
		売上高 (円)		
		経営規模 (a)		
		生産量 (kg)		
		売上高 (円)		
		経営規模 (a)		
		生産量 (kg)		
		売上高 (円)		
その他 (雑収入等) (円)				
経営開始資金 (円)				
① 収入計 (円) (資金を除く)				
② 収入計 (円) (資金を含む)				
農 業 経 営 費 (円)	原材料費			
	減価償却費			
	出荷販売経費			
	雇用労賃			
	その他			
③ 支出計 (円)				
【参考】設備投資 (内容, 金額)				
④ 差引金額 (円) (②-③)				
(参考) 資金を除いた差引金額 ①-③				
⑤ 控除額 (青申控除、専従者給与等)				
⑥ 農業所得 (④-⑤)				
⑦ 農外所得 (円)			所得合計 (円) (⑥+⑦)	

※ 計画欄には、承認を受けた青年等就農計画にかかる収支計画に記載の該当年の計算値を記載すること。

(2) 経営面積について ※前回（1月）報告で報告している場合は記入不要

経営耕地	区分		面積（a）	
	所有地			
	借入地	親族（三親等以内の者）から		
第三者から				
特定作業受託	作目	作業内容	実績	
			受託面積等	生産量（kg）
作業受託	作目	作業内容	実績（受託面積等）	
	単純計			
	換算後			

※「特定作業受託」欄は、作目別に、主な基幹作業を受託する農地（申請者が当該農地に係る収穫物についての販売委託を引き受けることにより販売名義を有し、かつ、当該販売委託を引き受けた農産物に係る販売収入の処分権を有するものに限る。）の作業受託面積等、生産量を記載。

※「作業受託」欄は、「特定作業受託」欄に記載した作業受託以外の作業受託について、作目別、基幹作業別に、作業受託面積を記載するとともに、「換算後」欄に「作業受託面積÷作業数」により換算した面積を記載する。

(3) 労働力について ※前回（1月）報告で報告している場合は記入不要

農業経営の構成	氏名	年齢	交付対象者との続柄 (法人経営にあたっては役職)	年間農業従事 見込日数 ※	担当業務
交付対象者本人 ・家族労働力等			本人		
雇用労働力	日 × 人 = 1人 × 日				

※1日の農業従事時間を8時間で換算して記載する。

4 今年の営農状況について

(1) 経営面積について

			計 画 A	実 績 B	実績/計画 B/A (%)
作 目 名 等	〇〇 (作目)	経 営 規 模 等 (a)			
	その他				
経営面積 計 (a)					

経営耕地	区分		面積 (a)	
	所有地			
	借入地	親族 (三親等以内の者) から		
第三者から				
特定作業受託	作目	作業内容	実績	
			受託面積等	生産量 (kg)
作業受託	作目	作業内容	実績 (受託面積等)	
	単純計			
	換算後			

※「特定作業受託」欄及び「作業受託」欄については、3 (2) の注記を参照して記載すること

(2) 労働力について

農業経営の構成	氏名	年齢	交付対象者との続柄 (法人経営にあたっては役職)	年間農業従事 見込日数 ※	担当業務
交付対象者本人 ・家族労働力等			本人		
雇用労働力	日 × 人 = 1人 × 日				

※1日の農業従事時間を8時間で換算して記載する。

5 農業経営基盤強化準備金（※）（どちらかにチェックする。）

- 積み立てている       積み立てていない

※ 農業者が、経営所得安定対策等の交付金を農業経営改善計画などに従い、「農業経営基盤強化準備金」として積み立てた場合、この積立額について、個人は必要経費に、法人は損金に算入できる制度。

6 地域のサポート体制について

	専属担当者（経営・技術）	専属担当者（営農資金）	専属担当者（農地）
氏名又は 職名			

相談実績又は今後相談したいことについて

--

7 報告対象期間における岡山県主催の新規就農者等交流会（※）への参加について（どちらかにチェックする。）

※ 新規就農者育成総合対策実施要綱別記2の第7の2の（12）に規定する都道府県が開催する新規就農者等の交流会

- 参加した       参加しなかった

（「参加した」にチェックした場合は以下も記載する。）

参加した回数	回
交流会の内容 （対象者、実施内容など）	

8 農業共済その他農業関係の保険への加入状況について（どちらかにチェックする。）

- 加入している       加入していない

（「加入している」にチェックした場合は以下も記載する。）

加入している農業共済等の名称	
----------------	--

9 計画達成に向けた今後の課題と改善に向けた取組

計画達成に向けた課題	改善策 （課題解決に向けた改善策を具体的に記入）	改善策の取組状況等 （改善策の取組状況や結果、課題の解決状況を具体的に記入）

10 前年の世帯全体の所得（資金含む）について

万円
前年の世帯全体の所得が600万円を超えているにもかかわらず資金交付が必要な理由（超える場合のみ記入）
<p>※本欄は交付主体の記入欄</p> <p>生活費確保の観点から支援対象とすべき切実な事情の有無（<input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無）</p> <p>【所見】</p>

添付書類

1. 作業日誌の写し（夫婦型の場合は、それぞれの作業従事状況（作業日、作業内容、作業時間）が分かるよう作成すること）
2. 決算書及び確定申告時の青色申告決算書（白色申告者は、収支内訳書）の写し（農業経営基盤強化準備金を積み立てている場合は、青色申告決算書を必ず提出すること。）
3. 通帳の写し
4. 帳簿の写し
5. 農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類（変更がない場合、2回目以降の報告の際は省略可）
6. 農業経営改善計画又は青年等就農計画認定書の写し<sup>(\*)</sup>
7. 前年の世帯全体の所得を証明する書類（所得証明書、退職所得の源泉徴収票の写し等）。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を添付

（\*）就農準備資金の交付を受けた場合、認定後最初の報告のみ添付する。複数の新規就農者で法人を立ち上げる場合又は既存の法人に役員として加わる場合は、法人の定款等の確認できる書類の写しを添付する。

## 就農状況報告(1月報告用)

(経営開始○年目・交付開始○年目 前半・後半(7~12月分))

※下線部は、交付が終了した後は「交付終了後○年目」とする

年 月 日

岡山市長 様

住 所  
氏 名

新規就農者育成総合対策実施要綱(令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知)別記2第6の2の(6)のア及び岡山市経営開始資金交付要綱第14条の規定に基づき別紙のとおり就農状況報告を提出します。

記

報告の対象となる期間: 年 月 日 ~ 年 月 日

(別紙)

1 就農準備資金の交付状況等について

就農準備資金の交付期間	<input type="checkbox"/> 有 年 月 日～ 年 月 日 <input type="checkbox"/> 無
独立・自営就農時期	年 月 ( 年 月分まで就農状況報告が必要)

2 経営開始型の交付等について

交付対象期間	年 月 日～ 年 月 日
交付済期間	年 月 日～ 年 月 日
交付終了時期	年 月 ( 年 月分まで就農状況報告が必要)

3 前年の営農実績について

(1) 経営面積について

			計 画 (A)	実 績 (B)	実績/計画 (B)/(A) (%)
作 目 名 等	〇〇 (作目)	経営規模等 (a)			
	その他				
経営面積 計 (a)					

経営耕地	区分		面積 (a)	
	所有地			
	借入地	親族 (三親等以内の者) から		
特定作業受託		作目	作業内容	実績
	受託面積等			生産量 (kg)
作業受託	作目	作業内容	実績 (受託面積等)	
	単純計			
	換算後			

※「特定作業受託」欄は、作目別に、主な基幹作業を受託する農地（申請者が当該農地に係る収穫物についての販売委託を引き受けることにより販売名義を有し、かつ、当該販売委託を引き受けた農産物に係る販売収入の処分権を有するものに限る。）の作業受託面積等、生産量を記載。

※「作業受託」欄は、「特定作業受託」欄に記載した作業受託以外の作業受託について、作目別、基幹作業別に、作業受託面積を記載するとともに、「換算後」欄に「作業受託面積÷作業数」により換算した面積を記載する。

(2) 労働力について

農業経営の構成	氏名	年齢	交付対象者との続柄 (法人経営にあたっては役職)	年間農業従事 見込日数 ※	担当業務
交付対象者本人 ・家族労働力等			本人		
雇用労働力	日 × 人 = 1人 × 日				

※1日の農業従事時間を8時間で換算して記載する。

4 今年の営農計画について

(1) 経営面積について

			計 画 A	前年実績 B	前年実績/計画 B/A (%)
作 目 名 等	〇〇 (作目)	経営規模等 (a)			
	その他				
経営面積 計 (a)					

経営耕地	区分		計画 面積 (a)	
	所有地			
	借入地	親族 (三親等以内の者) から		
第三者から				
特定作業受託	作目	作業内容	計画	
			受託面積等	生産量 (kg)
作業受託	作目	作業内容	計画 (受託面積等)	
	単純計			
	換算後			

※「特定作業受託」欄及び「作業受託」欄については、3 (1) の注記を参照して記載すること

(2) 労働力について

農業経営の構成	氏名	年齢	交付対象者との続柄 (法人経営にあたっては役職)	年間農業従事 見込日数 ※	担当業務
交付対象者本人 ・家族労働力等			本人		
雇用労働力	日× 人 = 1人× 日				

※1日の農業従事時間を8時間で換算して記載する。

5 農業経営基盤強化準備金（どちらかにチェックする。）

積み立てている  積み立てていない

※ 農業者が、経営所得安定対策等の交付金を農業経営改善計画などに従い、「農業経営基盤強化準備金」として積み立てた場合、この積立額について、個人は必要経費に、法人は損金に算入できる制度。

6 地域のサポート体制について

	専属担当者（経営・技術）	専属担当者（営農資金）	専属担当者（農地）
氏名又は 職名			

相談実績又は今後相談したいことについて

--

7 報告対象期間における岡山県主催の新規就農者等交流会（※）への参加について（どちらかにチェックする。）

※ 新規就農者育成総合対策実施要綱別記2の第7の2の（12）に規定する都道府県が開催する新規就農者等の交流会

参加した  参加しなかった

（「参加した」にチェックした場合は以下も記載する。）

参加した回数	回
交流会の内容 (対象者、実施内容など)	

8 農業共済その他農業関係の保険への加入状況について（どちらかにチェックする。）

加入している  加入していない

（「加入している」にチェックした場合は以下も記載する。）

加入している農業共済等の名称	
----------------	--

9 計画達成に向けた今後の課題と改善に向けた取組

計画達成に向けた課題	改善策 (課題解決に向けた改善策を具体的に記入)	改善策の取組状況等 (改善策の取組状況や結果、課題の解決状況を具体的に記入)

添付書類

1. 作業日誌の写し（夫婦型の場合は、それぞれの作業従事状況（作業日、作業内容、作業時間）が分かるよう作成すること）
2. 通帳の写し
3. 帳簿の写し
4. 農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類（変更がない場合、2回目以降の報告の際は省略可）
5. 農業経営改善計画又は青年等就農計画認定書の写し<sup>(\*)</sup>

(\*) 就農準備資金の交付を受けた場合、認定後最初の報告のみ添付する。複数の新規就農者で法人を立ち上げる場合又は既存の法人に役員として加わる場合は、法人の定款等の確認できる書類の写しを添付する。



## 作業日誌

（経営開始〇年目・交付終了後〇年目）

年 月 日

岡山市長 様

住 所  
氏 名

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記2第6の2の（6）のア及び岡山市経営開始資金交付要綱第14条の規定に基づき別紙のとおり作業日誌を提出します。

### 記

- 1 報告の対象となる期間： 年 月 日 ～ 年 月 日
- 2 添付書類
  - （1）確定申告時の青色申告決算書（白色申告者は、収支内訳書）の写し（7月の報告の際のみ添付する。）
  - （2）農地の一覧及び農地の権利設定の状況が確認できる書類の写し（変更がある場合のみ添付する。）



## 住所等変更届

年 月 日

岡山市長 様

住 所  
氏 名

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記2第6の2の（6）のイ及び岡山市経営開始資金交付要綱第15条の規定に基づき住所等変更届を提出します。

変更前	氏名 住所 電話番号 その他（ ）
変更後	氏名 住所 電話番号 その他（ ）

添付書類：変更後の住所を証明する書類（運転免許証、住民票の写し等）

## 就農中断届

年 月 日

岡山市市長 様

住 所

氏 名

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記2第6の2の（6）のウ及び岡山市経営開始資金交付要綱第16条の規定に基づき就農中断届を提出します。

就農中断 予定期間 <sup>(※)</sup>	年 月 日 ～ 年 月 日	
中断理由		
就農再開に 向けた スケジュール	予定日	内容（再開に向けた準備活動等）
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

※就農中断期間は、就農を中断した日から原則1年以内。

## 就農再開届

年 月 日

岡山市長 様

住 所

氏 名

新規就農者育成総合対策実施要綱(令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知)別記2第6の2の(6)のウ及び岡山市経営開始資金交付要綱第16条の規定に基づき就農再開届を提出します。

就農中断期間	年 月 日 ~ 年 月 日
就農再開日	年 月 日
要就農継続残期間	就農再開日 ~ 年 月 日

## 離農届

年 月 日

岡山市長 様

住 所  
氏 名

下記の理由により離農したので、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記2第6の2の（6）のエ及び岡山市経営開始資金交付要綱第17条の規定に基づき離農届を提出します。

離農日	年 月 日
離農理由	

### 添付書類

- ・農業を廃業したことが確認できる書類（廃業届、経営資産の売却日の証明書、生産物の最終出荷日がわかる伝票等）
- ・独立・自営就農の要件を満たさなくなったことが確認できる書類

## 返還免除申請書

年 月 日

岡山市長 様

住 所  
氏 名

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記2第6の2の（7）及び岡山市経営開始資金交付要綱第18条の規定に基づき返還免除申請書を提出します。

返還免除を 申請する理由	
-----------------	--